

2018年8月28日
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

熊本県における保証人不在被災者の民間賃貸住宅入居に関する連携協定の締結

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、熊本県（知事：蒲島郁夫）・一般社団法人夢ネットはちどり・熊本県賃貸住宅経営者協会、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会・公益社団法人全日本不動産協会熊本県本部（以下「連携協定締結機関」という）と『熊本県における保証人不在被災者の民間賃貸住宅入居に関する連携協定』を8月28日に締結したことをお知らせします。

1. 背景・経緯

- ・熊本県は、熊本地震の被災者に対し応急仮設住宅を提供していますが、熊本地震から約2年が経過し、被災者が応急仮設住宅から民間賃貸住宅への入居を希望する機会が増えてきています。
- ・そのような中、保証人のいない被災者は、民間賃貸住宅への入居が困難な状況が増えていきます。
- ・損保ジャパン日本興亜は熊本県との『熊本地震からの創造的復興に関する包括連携協定』に基づき、応急仮設住宅の入居者への火災保険提供を中心に、防災力向上に向けた取り組みを熊本県と行ってきたことから、本連携協定に参画することとなりました。

2. 協定の目的

損保ジャパン日本興亜と連携協定締結機関は、熊本地震の被災者で応急仮設住宅から民間賃貸住宅へ入居を希望するが、保証人がいないため入居できない被災者に対し、民間賃貸住宅への入居を可能とする支援体制を整備し、恒久的な住まいの再建を促進することを目的とします。

3. 協定の主な内容

- (1) 保証人のいない被災者が、応急仮設住宅から民間賃貸住宅へ円滑に入居できる体制を整える。
- (2) 家賃滞納や孤独死による家賃収入減少、現状回復に対し、家主側とのトラブルを抑止する。
- (3) 入居者が安心して生活ができるよう見守り設置機関を設置する。

※損保ジャパン日本興亜は、保証人がいない被災者の孤独死などにより発生する家主の家賃収入減少や現状回復費用に対し保険を提供することで、被災者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

4. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、本連携協定を通じて、保証人のいない被災者が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるように支援していきます。

以上